〇〇県地域のエネルギー活用条例案

（目的）

第一条　この条例は、本県における再生可能エネルギーの導入促進及び省エネルギーの推進（以下「地域のエネルギー活用」という。）について、基本原則を定め、並びに県、市町村、事業者、県民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、地域のエネルギー活用に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、地域のエネルギー活用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって地域社会の持続可能な発展及び県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において、「再生可能エネルギー」とは、次に掲げるエネルギー源から得られるエネルギー（燃料、これを熱源とする熱及び電気をいう。以下同じ。）をいう。

一　太陽光

二　風力

三　水力

四　地熱

五　バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）

六　前各号に掲げるもののほか、原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品以外のエネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの。

２　この条例において、「省エネルギー」とは、エネルギー使用の節約及び効率化を図ること並びに廃熱を回収利用することをいう。

３　この条例において、「再生可能エネルギー供給設備等」とは、再生可能エネルギーを供給する設備及び省エネルギーを促進するための設備をいう。

（地域のエネルギー活用の基本原則）

第三条　地域のエネルギー活用は、地域に存在するエネルギー源が地域の自然的社会的条件によって異なることにかんがみ、地域の自然的社会的条件に応じた形で進められなければならない。

２　地域のエネルギー活用は、地域に存在するエネルギー源が地域固有の資源であることにかんがみ、地域に根ざした主体によって地域の発展に資するように進められなければならない。

３　地域のエネルギー活用は、そのための設備の設置等に伴って環境への影響が生じるおそれがあることにかんがみ、環境への影響が可能な限り回避され、最小化されるように進められなければならない。

４　地域のエネルギー活用は、地域に存在するエネルギー源が自律分散的に得られるものであることにかんがみ、非常時における地域住民の安全や安心の確保に寄与するように進められなければならない。

５　地域のエネルギー活用は、県、市町村、事業者、民間団体及び県民が、それぞれ地域の自然的社会的な背景を理解するとともに、地域のコミュニティの形成に寄与するように進められなければならない。

（県の責務）

第四条　県は、前条に定める地域のエネルギー活用についての基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、地域のエネルギー活用に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2　県は、市町村が実施する地域のエネルギー活用に関する施策について、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

3　県は、自ら率先して地域のエネルギー活用に努めるものとする。

（市町村の責務）

第五条　市町村は、基本原則にのっとり、地域のエネルギー活用に関し、その市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

2　市町村は、自ら率先して地域のエネルギー活用に努めるものとする。

（都市計画を定める者の責務）

第六条　都市計画を定める者は、都市計画法（昭和四十三年六月十五日法律第百号）第十一条第一項第三号の供給施設に熱供給施設を含めるよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第七条　事業者は、基本原則にのっとり、他の事業者その他の関係者と連携を図りつつ地域のエネルギー活用に努めるものとする。

（電気事業者の責務）

第八条　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第二号の一般電気事業者、同項第六号の特定電気事業者及び同項第八号の特定規模電気事業者は、基本原則にのっとり、地域のエネルギー活用のための取組に協力するよう努めるものとする。

（県民及び民間の団体の責務）

第九条　県民及び民間の団体は、基本原則にのっとり、地域のエネルギー活用のための取組を自ら行うとともに、他の者の行う地域のエネルギー活用のための取組に協力するよう努めるものとする。

（国等との連携等）

第十条　県は、地域のエネルギー活用に関する施策の策定及び実施に当たっては、国、地方公共団体及び大学その他の研究機関と緊密な連携を図るとともに、市町村、事業者、県民及び民間の団体の相互の協力の促進に努めるものとする。

（基本計画の策定）

第十一条　知事は、基本原則にのっとり、地域のエネルギー活用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地域のエネルギー活用に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2　基本計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　地域のエネルギー活用について、本県の地域特性に即した総合的かつ長期的な目標及び施策に関する基本的事項

二　次条第一項に基づく認定に関する基本的な方針

三　建築物に係る地域のエネルギー活用に関する基本的な方針

四　その他地域のエネルギー活用の推進に関する重要な事項

3　知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4　知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（土地利用計画におけるゾーニング）

第十二条　知事は、土地基本法（平成元年十二月二十二日法律第八十四号）第十一条第一項に定める土地利用計画を策定するに当たっては、地域のエネルギー活用を地域の自然的社会的条件に応じた形で進めるため、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　地域の自然的社会的条件からみて、再生可能エネルギー供給設備等の設置を特に促進する必要があると認められる土地の区域

二　地域の自然的社会的条件からみて、再生可能エネルギー供給設備等の設置が進められると地域の環境の保全上の支障が発生するおそれがあると認められる土地の区域

（コミュニティパワー事業の認定）

第十三条　県民、事業者又は民間の団体は、単独で又は共同して実施する地域のエネルギー活用に係る事業の内容等が、地域に根ざした主体によって地域の発展に資するように進められる事業の要件として次の各号に掲げるもののうち二以上の要件に適合している旨の知事の認定を受けることができる。

一　当該事業の実施に関する計画の作成及びその実施に関する決定が、当該事業が実施される地域の住民、地縁団体、事業者、市町村又はこれらの者からなる協議会（以下「地域関係者」という。）によって行われると認められるもの

二　当該事業の実施に要する資金の大部分が地域関係者によって提供されていると認められるもの

三　当該事業の実施が、当該事業が実施される地域の社会的経済的な事情を十分に改善すると認められるもの

２　知事は、前条第二項第二号の方針にもとづき、前項各号にかかる認定に関する基準を定めて、公表しなければならない。

３　第一項の認定の申請をしようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名

二　地域のエネルギー活用に係る事業の内容

三　当該事業の実施に関する計画の作成及びその実施に関する決定の方法

四　当該事業の実施に要する資金の計画

五　当該事業が実施される地域の社会的経済的な事情の改善にかかる見込み

六　当該事業による環境への影響の調査及び予測

七　その他規則で定める事項

４　知事は、認定の申請に係る事業に伴う環境への影響が十分に回避され、最小化されていないと認められる場合には、第一項の認定をしてはならない。

５　次の各号のいずれかに該当する者は、認定の申請をすることができない。

一　第十六条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

二　法人その他の団体であって、その役員（法人でない団体にあっては、その代表者）のうちに前号に該当する者があるもの

６　知事は、認定をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

７　知事は、認定の申請に係る事業の内容等が第一項各号に掲げる要件のうち二以上の要件に適合しないと認める場合又は第四項に該当すると認められる場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

８　認定を受けた事業（以下「コミュニティパワー事業」という。）を実施する者は、第三項各号に掲げる事項を変更したとき又はその事業を行わなくなったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

（コミュニティパワー事業への支援）

第十四条　県は、コミュニティパワー事業の促進を図るため、地域関係者に対し、必要な情報の提供及び技術的助言を行うものとする。

２　県は、コミュニティパワー事業の円滑な実施のため、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（報告及び資料の提出）

第十五条　知事は、コミュニティパワー事業を実施する者に対し、当該認定に係る事業の適正な実施を確保するために必要な限度において報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（認定の取消し）

第十六条　知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すことができる。

一　コミュニティパワー事業の内容等が、第十三条第一項各号に掲げる要件のうち二以上の要件に適合しなくなったとき。

二　コミュニティパワー事業の内容等が、第十三条第四項に該当すると認められるとき。

三　コミュニティパワー事業を実施する者が、前条の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

四　コミュニティパワー事業を実施する者が、偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

２　知事は、前項の規定に基づき認定を取り消したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該認定の取消しを受けた者に通知しなければならない。

（建築物の建築をしようとする者等の努力）

第十七条　次に掲げる者は、第十一条第二項第三号に定める方針の定めるところに留意して、建築物への再生可能エネルギー供給設備等の導入促進を適確に実施することにより、建築物に係る地域のエネルギー活用に資するよう努めなければならない。

一　建築物の新築、改築又は増築をしようとする者

二　建築物の所有者（所有者と管理者が異なる場合にあっては、管理者。以下同じ。）

三　建築物への再生可能エネルギー供給設備等の設置又は建築物に設けた再生可能エネルギー供給設備等の改修をしようとする者

（建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準となるべき事項）

第十八条　知事は、建築物に係る地域のエネルギー活用の適切かつ有効な実施を図るため、前条に規定する措置に関し建築主等（同条第一号及び第三号に掲げる者をいう。以下同じ。）及び建築物に係る地域のエネルギー活用を図る必要がある規模の建築物として規則で定める規模以上のもの（以下「特定建築物」という。）の所有者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

２　前項に規定する判断の基準となるべき事項は、地域のエネルギー活用に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

（建築物に係る指導及び助言等）

第十九条　知事は、建築物について第十七条に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等又は特定建築物の所有者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、建築物の設計、施工及び維持保全に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

（特定建築物に係る届出、指示等）

第二十条　次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者（以下「特定建築主等」という。）は、規則で定めるところにより、当該各号に係る建築物の設計及び施工に係る事項のうちそれぞれ当該各号に定める措置に関するものを知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一　特定建築物の新築若しくは規則で定める規模以上の改築又は建築物の規則で定める規模以上の増築　当該建築物への再生可能エネルギー供給設備の導入促進のための措置

二 　特定建築物への再生可能エネルギー供給設備等の設置又は特定建築物に設けた再生可能エネルギー供給設備等についての規則で定める改修　当該再生可能エネルギー供給設備等に係る地域のエネルギー活用のための措置

２　知事は、前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る事項が第十八条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該届出をした者に対し、その判断の根拠を示して、当該届出に係る事項を変更すべき旨を指示することができる。

３　知事は、前項に規定する指示を受けた者がその指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

４　知事は、第二項に規定する指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかったときは、建築物に関し学識経験を有する者の意見を聴いて、当該指示を受けた者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

５　第一項の規定による届出をした者（届出をした者と当該届出に係る建築物の管理者が異なる場合にあっては管理者とし、当該建築物が譲り渡された場合にあっては譲り受けた者（譲り受けた者と当該建築物の管理者が異なる場合にあっては管理者）とする。）は、規則で定めるところにより、定期に、その届出に係る事項に関する当該建築物の維持保全の状況について、知事に報告しなければならない。

６　知事は、前項の規定による報告があつた場合において、当該報告に係る事項が第十八条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該報告をした者に対し、その判断の根拠を示して、地域のエネルギー活用に資する維持保全をすべき旨の勧告をすることができる。

７　前各項の規定は、法令若しくは条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置その他の措置がとられていることにより第十七条に規定する措置をとることが困難なものとして規則で定める建築物又は仮設の建築物であって規則で定めるものには、適用しない。

（建築物の設計等に係る指導及び助言）

第二十一条　知事は、第十八条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に適合する建築物が建築されることを確保するため特に必要があると認めるときは、建築物の設計又は施工を行う者に対し、当該判断の基準となるべき事項を勘案して、建築物に係る地域のエネルギー活用のために建築物に必要とされる性能の向上及び当該性能の表示に関し必要な指導及び助言をすることができる。

（報告及び立入検査）

第二十二条　知事は、この条例の規定の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、特定建築主等主又は第二十条第五項の規定による報告をすべき者に対し、特定建築物の設計及び施工若しくは維持保全に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（権限の委任）

第二十三条　第十九条、第二十条第一項、同条第二項、同条第三項、同条第四項、同条第五項、同条第六項及び第二十二条第一項に規定する知事の権限は、建築主事を置く市町村（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村を除く。）の長に委任する。

（学習の推進及び普及啓発）

第二十四条　県は、地域のエネルギー活用の必要性について、県民及び事業者の理解を深めるため、地域のエネルギー活用に関する学習の推進及び普及啓発について必要な措置を講ずるものとする。

（県民、事業者、民間の団体の自発的な活動の促進)

第二十五条　県は、県民、事業者又は民間の団体が行う地域のエネルギー活用に関する自発的な活動を促進するため、必要な支援を行うものとする。

（技術の向上と関連産業の振興）

第二十六条　県は、地域のエネルギー活用に寄与する事業活動に対して、必要な支援を行い、技術の向上を図るとともに、関連する産業の振興に努めるものとする。

（調査の実施及び情報の提供）

第二十七条　県は、第二十五条に規定する自発的な活動への支援及び前条に規定する産業の振興に資するため、地域のエネルギー活用の状況に関する調査を実施するとともに、必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

（表彰等）

第二十八条　県は、地域のエネルギー活用を図るため、これらに関して特に功績があると認められる者に対し、表彰等必要な措置を講ずるものとする。

（県民意見の反映）

第二十九条　県は、地域のエネルギー活用に関する施策の実施に当たっては、あらかじめ、広く県民の意見を聴くなど、県民意見の反映に努めなければならない。

（国際協力の推進）

第三十条　県は、地域のエネルギー活用に関する国際協力を推進するため、情報収集、技術提供等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第三十一条　県は、地域のエネルギー活用に関する施策を着実に実施するため、第十四条第二項に定めるもののほか、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（罰則）

第三十二条　第二十条第四項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一　第十三条第八項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　偽りその他不正の手段により第十三条第一項の認定を受けた者

三　第十五条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

四　第二十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五　第二十条第五項若しくは第二十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

（委任）

第三十四条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。